

## 高齢者虐待対策

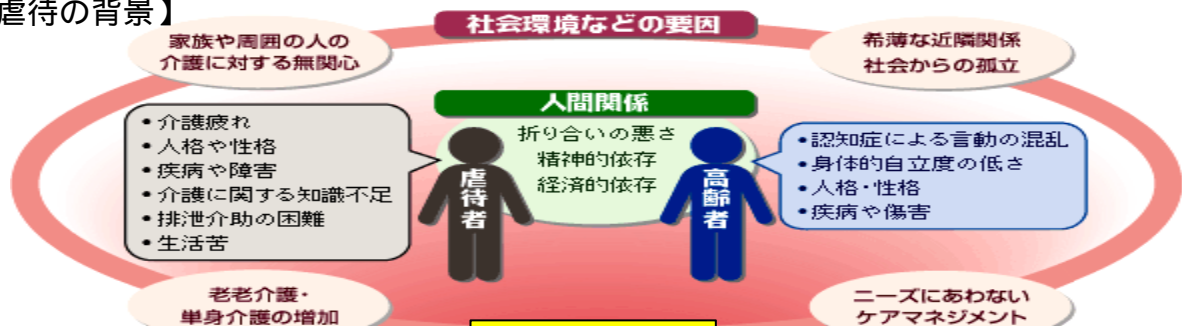
「高齢者虐待防止法」の制定により高齢者虐待への対応の法的仕組みが整備され、また19年9月の厚生労働省の調査結果で全国的な虐待の実態などが明らかとなっている。都は、今後、区市町村における虐待防止のネットワークづくりの促進や、養護者等をはじめ地域住民一人ひとりの認識を深めるための普及啓発のさらなる推進が求められる。

### 1 高齢者虐待とは

高齢者虐待とは、家族や親族等の養護者、または養介護施設（特別養護老人ホームなど）や養介護事業所（居宅サービス事業所など）の職員が高齢者の人権を侵害する行為をいう。身体的虐待や心理的虐待など5種類に分類され、複数の種類の虐待が重複して行われる場合も多い。高齢者虐待の背景には、虐待者の要因（介護疲れなど）、高齢者の要因（認知症による言動の混乱など）、当事者間の人間関係、社会環境など様々な要因があり、これらが重なり合って発生している（図1）。

図1 虐待の背景と概要

#### 【虐待の背景】



#### 【虐待の種類と内容】

身体的虐待	介護・世話の放棄・放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
殴る、蹴る等の暴力的行為、ベッドに縛り付けて身体拘束するなど。	水分や食事を与えない、劣悪な住環境で生活させるなど。	叱る、脅す、侮辱等の暴言、嫌がらせ、無視などにより精神的苦痛を与える。	合意ない性的行為やその強要、排泄の失敗に懲罰的に下半身を裸で放置するなど。	年金や預貯金を本人の意に反して使用する、日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせないなど。

出所：福祉保健局パンフレット等より作成

### 2 高齢者虐待の実態

厚生労働省は、平成19年9月、高齢者虐待への対応状況等に関する初の全国調査結果（暫定版）を公表した。これにより、18年度に養護者及び養介護施設等の職員による高齢者虐待の事実が確認された件数は、合計で1万2,628件であり、大部分を占める養護

者による虐待の場合、虐待を受けた高齢者の約8割が女性で、年代別では80歳代が約4割を占めるなどの実態が明らかとなった(図2～7)

図2 相談・通報及び虐待の件数 (件)

	養護者による虐待	養介護施設等の職員による虐待	合計
相談・通報総数	18,393	306	18,699
虐待件数	12,575	53	12,628

虐待件数：訪問調査等により、最終的に虐待の事実が確認された件数。

図3 相談・通報者の内訳

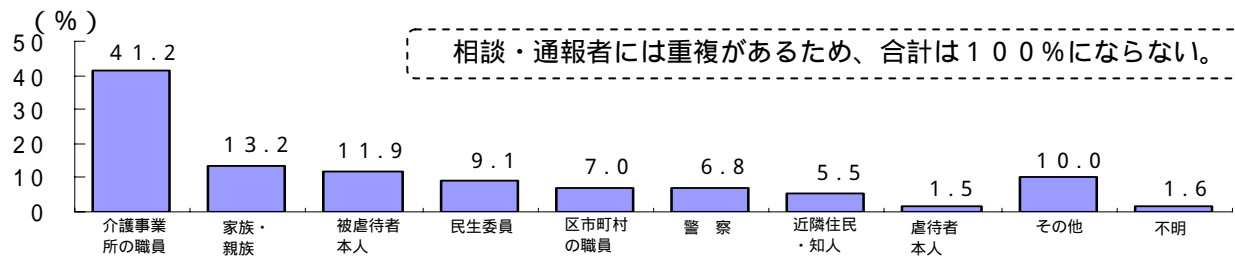


図4 被虐待者の性別

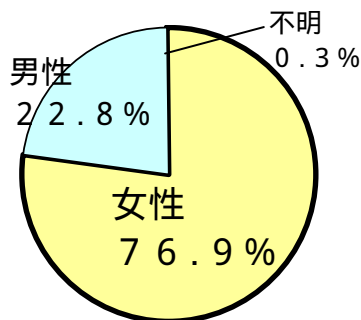


図5 被虐待者の年齢

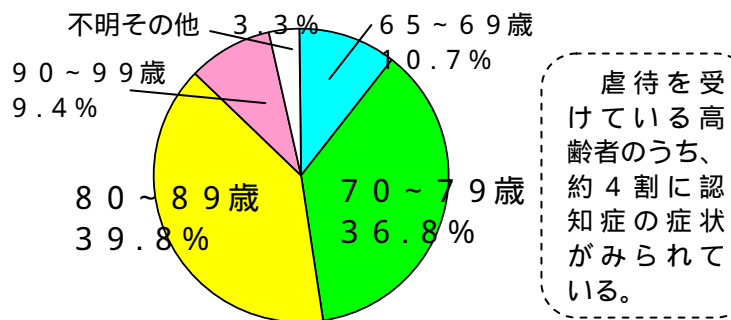


図6 虐待者の内訳

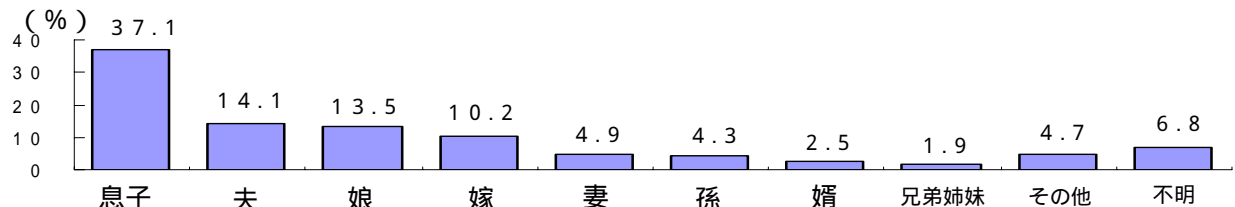
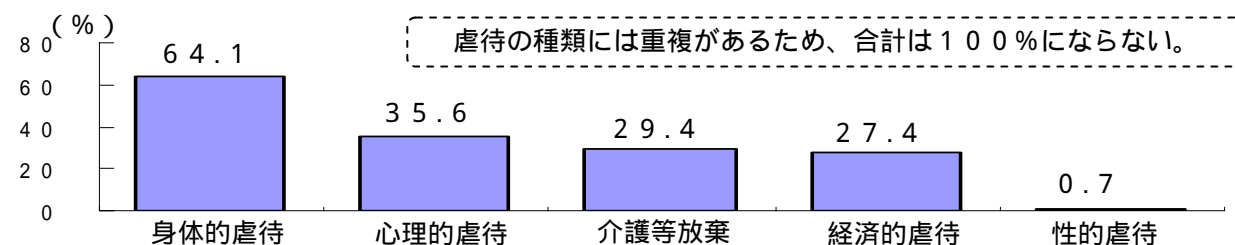


図7 虐待の種類



### 3 国・都の取組

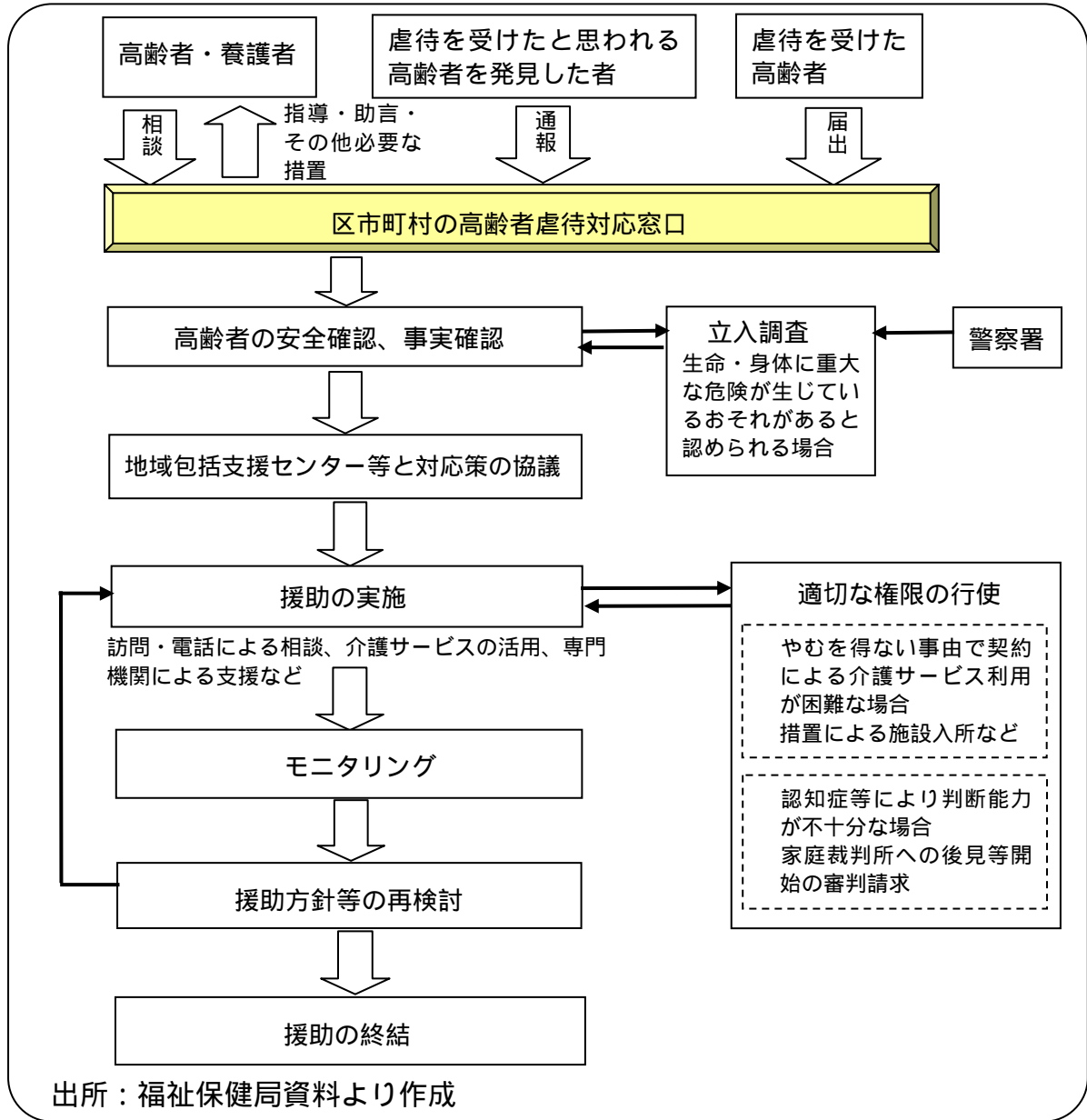
#### (1) 国の取組と高齢者虐待防止法の制定

高齢者虐待は以前から研究が行われてきたが、虐待者に必ずしも自覚がないこと、高齢者が長年の家族関係の中で家族等に遠慮して言い出せないことなどから顕在化しにくく、児童虐待防止法(平成12年5月制定)や配偶者暴力防止法(平成13年4月制定)と比べて、制度化の動きは遅れていた。

しかし、平成15年度に医療経済研究機構が家庭内での虐待事例の全国的な調査を実施し、虐待を受けている高齢者のうち、約1割が生命に関わる危険な状態であり、約半数が心身の健康に悪影響がある状態であることなどが明らかとなった。

こうした調査結果などを受けて、制度化を求める声が高まり、議員立法により、平成17年11月、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が可決・成立し、18年4月より施行された。

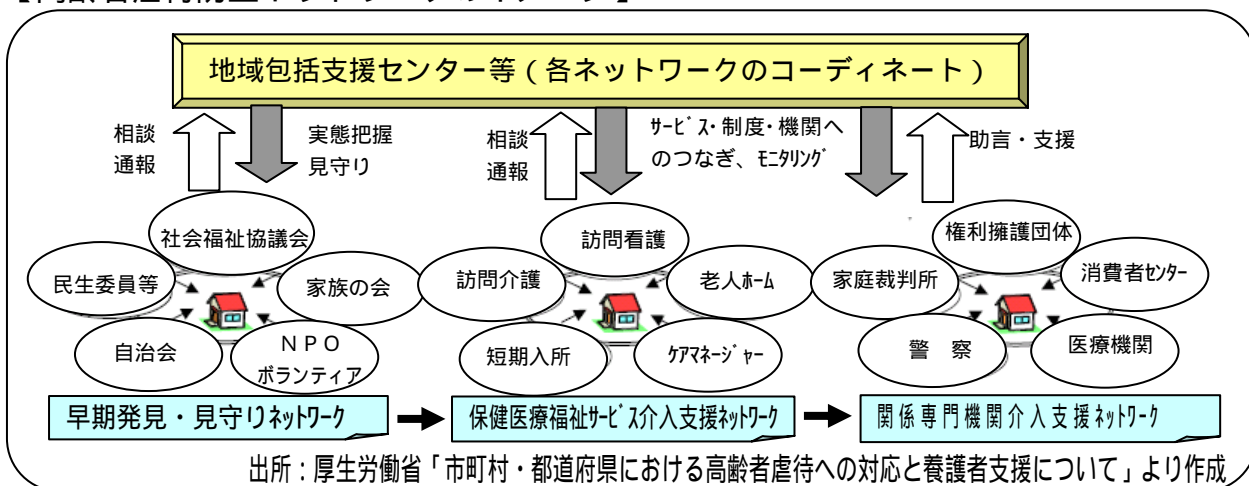
【高齢者虐待防止法に基づく対応の流れ（養護者による虐待の場合）】



養介護施設・事業所の職員による虐待の場合は、区市町村が通報等を受けて事実確認等を行い、都道府県へ報告する。区市町村・都道府県は、高齢者虐待の防止及び高齢者の保護を図るため、老人福祉法・介護保険法に基づく指導・勧告などの権限を行使する。また、都道府県は毎年度虐待の状況等を公表する。

また、法は区市町村が虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行なうため、地域包括支援センター等を要とする関係機関や民間団体との連携協力体制（高齢者虐待防止ネットワーク）の整備を義務付けている。

## 【高齢者虐待防止ネットワークのイメージ】



しかし、国の全国調査によると、区市町村における体制整備等の取組について、まだ十分ではない状況が明らかとなっている（図8）。

図8 区市町村における18年度末現在の体制整備等の状況（抜粋）（％）

対応窓口の設置	91.3	早期発見・見守りネットワーク構築の取組	38.3
窓口の住民周知	67.2	保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク構築の取組	23.3
マニュアル等作成	22.9	関係専門機関介入支援ネットワーク構築の取組	19.2

### （2）都の取組

#### 「東京都高齢者虐待を考える会」の設置

都は、平成16年12月、学識経験者、弁護士、福祉事業者、都民代表などをメンバーとする「東京都高齢者虐待を考える会」を設置し、国に先駆けて高齢者虐待の防止や早期発見、対応等の方策について多面的に検討を進めてきた。

その成果として、17年3月には、地域で高齢者や家族を支える関係者向けのパンフレットを作成し、区市町村、民生委員、福祉関係者等へ配布するとともに、ホームページ上で広く紹介した。

また、18年3月には、高齢者虐待防止法の施行に先行してマニュアルを作成し、区市町村や福祉関係者などへ配布して、虐待防止体制の構築や適切な対応の支援を図った。

#### 区市町村職員等の育成

平成19年度からは、虐待事例に迅速・適切に対応できる人材を育成するため、新たに区市町村職員を対象とした事例検討会や、介護サービス提供事業所の適切な事業運営に向け、管理者を対象とした研修などを実施している。

### 4 今後の課題

今後、高齢化が一層進展する状況の中で、高齢者虐待を防止し、権利利益を擁護していくことはますます重要となる。都は、国に先駆けて区市町村向けの体制整備等のマニュアルを作成するなど積極的な取組を行ってきたが、今後は、虐待の早期発見等に向け、区市町村に対して速やかなネットワークづくりを促していく必要がある。また、養護者等をはじめ、地域住民一人ひとりが虐待に対する認識を深めるための普及啓発のさらなる推進が求められる。